

平成30・31年度建設工事業者登録における

格付基準等の見直しについて

建設工事入札参加資格格付基準の見直しについて

伊勢崎市では、公共工事の品質確保の促進に関する法律の内容を踏まえたうえで、公共工事の品質確保、担い手の育成・確保などを促進するとともに、市内建設業者及び造園業者の健全な発展を促進するため、市の実情に合わせた建設工事入札参加資格格付基準の見直しを行います。

1. 土木一式工事におけるAランクの建設業者については、現在、主観点及び客観点の合計が855点以上となっていますが、将来の公共工事の求める品質確保の向上を目指し努力する技術者と経営に優れた建設業の育成を進めるうえで、総合点数を900点以上とし、従来のAランク業者とします。
2. 造園工事におけるAランクの造園業者については、現在、主観点及び客観点の合計が705点以上となっていますが、経営状況や技術者数などを考慮するとともに品質確保の観点から技術と経営に優れた造園業の育成を進めるうえで、総合点数を舗装及びその他工事と同様755点以上とし、従来のAランク業者とします。

新級別格付表

等級	土木一式	建築一式	電気・管工事	舗装工事	造園工事	その他工事
A	特定かつ 900点以上	特定かつ 885点以上	805点以上	755点以上	755点以上	755点以上
B	900点以上の 一般又は705 点以上 900 点未満	885点以上の一 般又は705点 以上 885点未 満	805点未満	755点未 満	755点未 満	755点未 満
C	705点未満	705点未満				

土木 A 855 点から 900 点に、土木 B 900 点以上の一般、900 点未満
造園 A 705 点から 755 点に、造園 B 755 点未満

この格付け基準については平成30年4月1日以降の入札案件に適用。

主観点の見直しについて

伊勢崎市では、平成30・31年度の建設工事業者登録にあわせ、平成30年4月1日より主観点の見直しを実施し、平成30年度の格付より適用します。見直し項目は次の通りです。

1. 特別徴収の実施状況による加点評価を廃止

伊勢崎市では、群馬県や県内全市町村とともに、平成29年度から特別徴収の一斉指定をし、特別徴収を徹底していることから、特別徴収の実施による加点評価（10点）を廃止します。

2. 若手技術者の雇用状況による加点評価を追加

近年、建設業における若手技術者の割合が他の産業と比べ著しく低い水準にあることから、担い手の育成や確保に取り組む業者に対し加点評価をするものです。30歳以下の技術者を1人雇用している場合に5点、複数雇用している場合に10点を加点します。

※2における技術者とは、建設業法第7条第2号ハに規定する者（監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等を所持している者）とします。

※上記1，2以外の主観点については変更ありません。

登録業種数の見直しについて

平成28年6月の建設業法改正により、解体工事の許可業種が従来の許可業種である「とび・土工・コンクリート」から分離され、新たに「解体」として追加されました。これに伴い、平成30・31年度建設工事業者登録より、入札参加における登録可能業種数を、これまでの5業種から6業種に拡大します。

なお、格付基準及び主観点の見直しについては、伊勢崎市内に本店を有する業者が対象です。登録業種数の見直しについては、全ての業者が対象です。